

第48号議案

財産の取得について

次のように財産を取得するものとする。

令和8年6月3日提出

春日市長職務代理者

春日市副市長 高 田 勘 治

- 1 取得する財産 学習用タブレット端末
- 2 取得の方法 随意契約(福岡県G I G Aスクール推進協議会による公募型プロポーザル方式)
- 3 取得価格 651, 483, 800円
- 4 取得の相手方 福岡市博多区諸岡5丁目2番1号
株式会社ウチダシステムズ 九州支店
支店長 関口 徳男

提案理由

学習用タブレット端末を取得するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第12号)第3条の規定により市議会の議決を求めるものである。